

議案第 36 号

小城市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則

小城市学校給食センター管理運営規則（平成 17 年小城市教育委員会規則第 18 号）の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和 2 年 3 月 26 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

小城市立幼稚園に就園する子どもの給食費のうち副食費について、幼児教育・保育の無償化に伴い免除対象者を追加する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

## 小城市教育委員会規則第 号

### 小城市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則

小城市学校給食センター管理運営規則(平成 17 年小城市教育委員会規則第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項を次のように改める。

給食費は、受給者全員についてその保護者から徴収するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、給食費の免除又は減額することができる。

- (1) 学校給食法第12条第 2 項に規定する児童又は生徒の保護者
- (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年 4 月30日内閣府令第39号)第13条第 4 項第 3 号イ又はロに該当する者のうち公立幼稚園に就園する子どもの保護者
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和元年 10 月 1 日から適用する。

小城市学校給食センター管理運営規則（平成17年小城市教育委員会規則第18号）の一部を改正する規則 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(給食費の徴収)</p> <p>第5条 <u>給食費は、受給者全員についてその保護者から徴収するものとする。ただし、学校給食法第12条第2項に規定する児童又は生徒の保護者については給食費を免除するものとし、その他教育委員会が必要と認める者については給食費を免除し、又は減額することができる。</u></p>	<p>(給食費の徴収)</p> <p>第5条 <u>給食費は、受給者全員についてその保護者から徴収するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、給食費の免除又は減額することができる。</u></p> <p>(1) <u>学校給食法第12条第2項に規定する児童又は生徒の保護者</u></p> <p>(2) <u>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年4月30日内閣府令第39号）第13条第4項第3号イ又はロに該当する者のうち公立幼稚園に就園する子どもの保護者</u></p> <p>(3) <u>その他教育委員会が必要と認める者</u></p> <p>2～4（略）</p>